

JIS

家庭用及びこれに類する用途のプラグ及び コンセント－第1部：一般要求事項

JIS C 8282-1 : 2026

(JEWA/JSA)

令和8年2月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.7.20 改正：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	4
4 一般要求事項	12
5 試験に関する一般注意事項	12
6 定格	15
7 分類	15
8 表示	18
9 寸法検査	21
10 感電に対する保護	23
11 接地接続の手段	29
12 端子及び終端	31
13 固定形コンセントの構造	48
14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	59
15 インターロックされたコンセント	67
16 耐劣化性, 外郭による保護, 及び耐湿性	68
17 絶縁抵抗及び耐電圧	74
18 接地極の動作	76
19 温度上昇	77
20 遮断容量	85
21 通常操作	89
22 プラグを引き抜くために必要な力	94
23 可とうケーブル及びその接続	99
24 機械的強度	105
25 耐熱性	123
26 ねじ, 通電部及び接続部	125
27 沿面距離, 空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	128
28 絶縁材料の耐過熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	130
29 耐腐食性	135
30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験	135
31 電磁環境両立性 (EMC)	137
32 電磁界 (EMF)	138
附属書 A (規定) 工場で配線される可搬形アクセサリの安全に関する日常試験 (感電防止及び正しい極性)	139

	ページ
附属書 B (参考) 代替グリップング試験	142
附属書 C (規定) 可搬形コンセントに組み込んだスイッチ	143
附属書 D (規定) AWG ケーブルで使用するプラグ及び固定形又は可搬形コンセントの要求事項	144
附属書 E (参考) アクセサリ内の圧着接続の製造中に適用する試験	158
附属書 F (規定) 絶縁貫通端子付きアクセサリに関する追加要求事項	160
附属書 G (参考) 周囲温度が -5°C より低く -45°C までの間で使用することを意図したアクセサリの追加試験及び要求事項	170
附属書 H (参考) 周囲温度が $+40^{\circ}\text{C}$ を超え $+70^{\circ}\text{C}$ 以下で使用することを意図したアクセサリの追加試験及び要求事項	174
附属書 I (参考) 高負荷 (HL) 用途のプラグ及びコンセントに関する追加試験及び要求事項	177
参考文献	184
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	186
解 説	193

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8282-1:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8282 規格群（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8282-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8282-2-1 第 2-1 部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項

JIS C 8282-2-2 第 2-2 部：機器用コンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-3 第 2-3 部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-5 第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

JIS C 8282-2-6 第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-11 第 2-11 部：引掛形などの接続器の個別要求事項

白 紙

家庭用及びこれに類する用途のプラグ及び コンセント—第 1 部：一般要求事項

Plugs and socket-outlets for household and similar purposes— Part 1: General requirements

序文

この規格は、2022 年に第 4 版として発行された **IEC 60884-1** を基に作成した日本産業規格であるが、我が国の配電事情などを考慮したため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用プラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントで、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものについて規定する。

この規格の固定形コンセントは、**JIS C 60364** 規格群の規定による施設で使用するものに適用する。

適合するプラグ及びコンセントは、組み合わせるとプラグ・コンセントシステムを形成する。世界中で使用されている標準化されたシステムは、**IEC/TR 60083** に報告がある。

ねじなし形端子をもつアクセサリの定格電流は、最大 16 A とする。

この規格は、コンセントの試験に必要な取付ボックスに対しては、関係する規定だけを適用する。

注記 1 取付ボックスの要求事項は、**JIS C 8462-1** に規定されている。

この規格は、次のものにも適用する。

- 電源コードセットの一部となるプラグ
- 延長コードセットの一部となるプラグ及び可搬形コンセント
- 関連する機器の規格に特に規定がない限り、機器の部品であるプラグ及びコンセント
- パイロットランプ付きのプラグ及びコンセント

この規格は、次のものには適用しない。

- 工業用プラグ、コンセント及びカプラ
- 機器用カプラ